

## 本書のめざしているもの 「助言」に注目したホブズの再構成・再評価

- これまでのホブズ像の修正
  - 「「絶対主義」的な主権論を唱える「急進的」かつ「非現実的」な「哲学者」、というホブズに対するイメージは、はたしてどこまで妥当するのだろうか」(149)
- 「結論」における強調点
  - 1 人文主義の伝統と、「近代的」合理的思考の調和
  - 2 「イングランドの現実」をふまえた多元的な政体構想

### この報告の2つの問い

- 問1 「助言」によってホブズを解釈し尽くしたことで、無理が生じていないか？  
 問2 ホブズは、本当に、「イングランドの現実」をふまえながら(立憲王党派のように)多元的な政治体制を提唱したのだろうか？

1

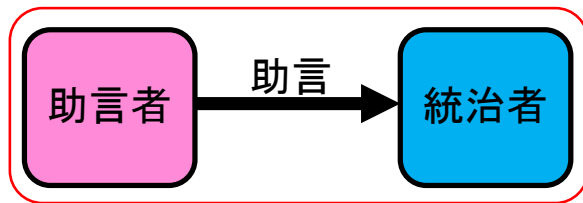
## 1-1 助言とそのファミリー

- ヨーロッパ思想史において、経路依存的に(とくに人文主義教育の影響のもと)「助言」と関連してきたファミリー概念
  - レトリック、思慮、経験的知識(サイエンス(学知)と対比)、歴史叙述、現実(理想と対比)、統治(主権と対比)など
- しかし、これらは「助言」とつねに一体ではない
  - レトリック、思慮、経験的知識、歴史叙述...には、「助言」とは関連しないfacesもある(つまり、レトリック、思慮、経験的知識、歴史叙述を分析しても、助言の分析とは言えない場合もある)
  - 現代政治における「助言」の多くは、かつてのファミリーとは絶縁してサイエンス・専門知(テクノクラシー)や利益(ブルーリズム)に立脚
- ところが本書では、ときに、ファミリー概念を論じること、「助言」を論じるとは同じでない点が忘れられていないだろうか？
  - とくに第1章「助言の思想史」、第6章「助言と歴史」

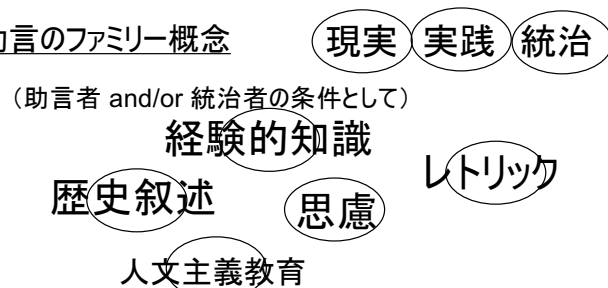
3

## 1 助言帝国主義？

### 助言の基本モデル



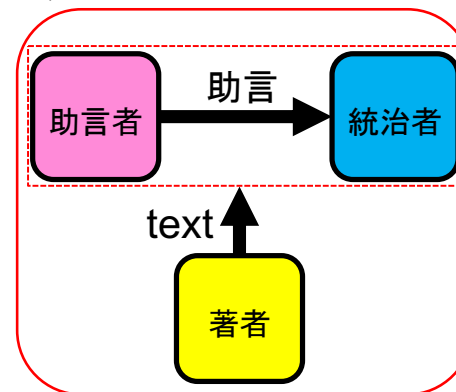
### 助言のファミリー概念



2

## 1-2 いくつもの助言(論)の混在

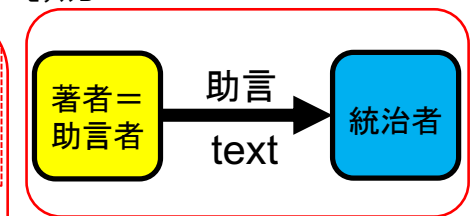
モデルA



### text on counsel

たとえば「おべっか批判」の言説  
 (本書では主に第2部がこれを扱う)  
 主要関心は助言する側のあり方

モデルB

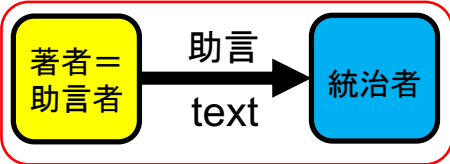


### text as counsel

たとえば、君主鑑  
 (本書では主に第3部がこれを扱う)  
 主要関心は助言される側のあり方

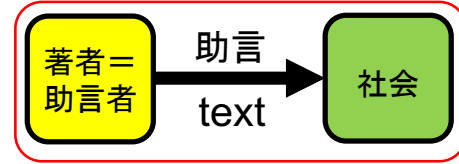
4

モデルB



text as counsel

モデルC



text as public(?) counsel

「哲学者が政治について語るという営みそのものを「助言」と位置づけるならば」(31)  
 「哲学者として人々に教え助言する務めをはたそうとした」(188)  
 「...政治学の有り様を我々に呈示したホブズは、まさに「助言者」と呼ぶのに相応しい」(198)

さまざまな「助言(論)」が区別・整理されないまま混在していることに加えて、モデルCのように分析概念を拡張してしまうと、「助言」は政治思想や政治論とほとんど同値になってしまうので、分析概念としての有効性や説明能力を損ねてしまうのでは？ 狭義の「助言」分析の意義も損ねてしまうのでは？

5

## 2-2 「分極的かつ多元的な政治」？

□アクターが複数いれば分極的・多元的？

- 「コモンウェルスの実際の「舵取り」を主権者の様々な代行者が担い、また主権者が助言者によって補佐されると考えるホブズの言説を通じて、彼が主権の絶対的な行使に留まらない、より分極的かつ多元的な政治を志向していることが見えてきた」(145)
- 主権と統治(運営)が区別されて、統治には複数の代行者・助言者が関与している、というだけでは、「分極的かつ多元的な政治を志向」とは言いえないのでは？
- 一般に政治学において「分極的かつ多元的な政治」という概念は、主権と統治が区分されていることや、複数のアクターが存在することではなくて、複数のアクターがそれぞれなんらかの決定権限(and/or veto)をもつ場合のみ利用できるのでは？ ところがホブズの代行者・助言者には決定権限やvetoは一切ない。著者の論法や定義では軍隊も、あらゆる専制・権威主義国家ですらも、「分極的かつ多元的」と論じることができてしまうのでは？

7

## 2 助言者のいる多元的・分極的な国制？

□助言をめぐるポリティクス(第2部)

- horizontalな助言
  - 「国教会聖職者たちは...主権者は聖職者に宗教的事柄にかんする助言を請わねばならないので、聖職者が主権者に対して霊的には優越していると主張」(88)
  - 王に対抗してその権力を制約するための「助言」概念。これは、「助言者」が王と並び立つ多元的な国制
- verticalな助言
  - ホブズは、教会・法律家・議会は主権者に服従すべきと論じるために、「命令と区別される」助言」概念を援用(83, 92-93)
  - ここでは、「助言者」は主権者にあくまで服従。これは、政治アクターが垂直的な支配服従関係に配列される一元的な国制

□ホブズの、助言者のいる「多元的政体論」(146)(第3部)

→ 2-1 第2部(絶対主権のホブズ)と第3部(立憲王党派的なホブズ)では、助言者の補助のもと「最終的な判断」(77)は主権者がくだす、という政体の基本構造は共通するのに、なぜ異なる解釈が可能か？

6

## 2-3 「イングランドの政体の現実」？

□ホブズは「イングランドの政体の現実に即した政体改革案を提示している」(129)

□この命題は、どのように論証されているか(145-147)

- 「主権と運営(統治)の区別は、主権の絶対性と統治の多元性を両立させている... ホブズが示したコモンウェルスの内部の多元的構造は、イングランドにすでに存在していた多数のアクターや、諸団体(社団)を想定して描かれていると考えるのが自然である。...本書の第1章で紹介したとおり、イングランドには制度的、非制度的含め、多様な助言者が存在していた。ホブズの政体論は、こうしたイングランドの実情に沿ったものである」(146-147)
  - \* 「と考えられる」「可能性がある」「自然である」といってある解釈の論理的可能性を示したうえで、あたかも論証されたかのように、その解釈を前提にして議論を続けていく箇所はほかにもあり(50,125)
- (A)ホブズの国制論は多元的、(B)イングランド国制も多元的(助言者が複数存在)、(C)だから、ホブズの国制論はイングランド国制に即していた——これで論証として十分だろうか？

8